

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や
避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等について

災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和2年5月21日付け府政防第939号他）等を発出したところです。これらの通知を踏まえ、今般、内閣府において、地方公共団体における災害が発生した場合の避難所の感染症対策や避難所の確保等に係る取組状況を把握するため、近年災害を経験した地方公共団体等のうち110（都道府県：47、市町村（特別区を含む。以下同じ。）：63）の地方公共団体に対し、ヒアリング調査を実施しました。御協力頂きました地方公共団体の皆様には改めて厚く御礼申し上げます。

ヒアリング調査の結果及び留意事項を下記のとおりとりまとめましたので、平時の事前準備及び災害時の対応の参考として、災害が発生した場合の避難所の感染症対策や避難所の確保等に係る一層の取組を進めていただきますようお願いいたします。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

<調査結果及び取組事例等>

① 従来の避難所に加え、新たな施設の活用を予定している自治体

- 全ての自治体（47都道府県、63市町村）において、従来の避難所に加え、新たな施設の活用を予定。
- 活用を予定する施設としては、ホテル・旅館、学校施設（体育館のみでなく教室も活用）が多い。

上記施設のほか、公民館、集会所、自治会施設、コミュニティセンターや民間施設、車中泊を想定した駐車場、グラウンド等の活用を予定している事例もある。

② 感染症対策に関する物資の備蓄状況

- 大半の市町村において、パーティション（56／63 市町村）・段ボールベッド（49／63 市町村）・マスク（62／63 市町村）・消毒液（61／63 市町村）を備蓄済み又は今後購入予定。
 - ・パーティション備蓄済：25 市町村、今後購入予定：31 市町村
 - ・段ボールベッド備蓄済：22 市町村、今後購入予定：27 市町村
 - ※ 段ボールベッドは、製造に一定の時間を要し、避難所開設直後に設置することが困難であるため、あらかじめ必要数備蓄しておく必要がある。未だ備蓄が完了していない自治体においては、早期に備蓄を終えるよう努めて頂きたい。
 - ・マスク備蓄済：34 市町村、今後購入予定：28 市町村
 - ・消毒液備蓄済：29 市町村、今後購入予定：32 市町村

③ 在宅避難や親戚・友人宅等への避難について住民への周知状況

- ほぼ全ての市町村（62／63 市町村）において、既に周知済み又は今後周知予定。
 - ※周知済：30 市町村、今後周知予定：32 市町村
- 周知方法としては、自治体の HP、広報紙（チラシ、回覧板含む。）が多い。
上記のほか、テレビやラジオ、メール、SNS、防災行政無線を活用した事例や、避難訓練や出前講座に参加する住民に直接周知した事例もある。

④ その他

- 上記のほか、以下の取組みを実施している事例があった。

【都道府県の取組事例】

- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、避難所運営マニュアル等を作成・改訂した。（北海道、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、徳島県、福岡県）
- ・市町村向けに、避難所担当者を対象とした講習会を開催予定。（長崎県）
- ・市町村向けに、避難所レイアウト、避難フロー等の例を提示し、避難所の受入れのシミュレーションを行うよう働きかけを実施。（茨城県）
- ・市町村向けに、国からの通知について、看護師経験のある職員が感染予防の視点を取り入れた内容の補足を行い、市町に周知した。（三重県）

【市町村の取組事例】

- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、避難所運営マニュアル等を作成・改訂した。（宮城県気仙沼市、千葉県千葉市、千葉県南房総市、三重県いなべ市、高知県高知市）
- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設運営方針を HP で公開している。（千葉県千葉市）
- ・新型コロナウイルス感染拡大下での災害発生を想定した避難訓練を実施した。（福島県福島市、熊本県益城町）
- ・円滑な対応ができるよう避難所ごとに担当部署を決め、あらかじめマスクや消毒薬を各部署に付与している。（宮城県仙台市）
- ・避難所で使用する体温計、テント等を手配している。（岩手県陸前高田市、福岡県朝倉市）
- ・近距離にある避難所について、病気の方用、健康な方用と棲み分けを検討している。（福島県郡山市）

- ・指定避難所において避難者同士の適正なスペースを確保できるようテープを引く措置を行った。（神奈川県箱根町）
- ・住民に対し、自主防災組織・自治会等を通じて新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における発災時の避難について周知を行うことを検討している。
（神奈川県箱根町、鳥取県鳥取市）

以上

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、横田
TEL 03-3503-9394（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野
TEL 03-5253-7525（直通）